# 介護分野の文書に係る負担軽減に関する意見

令和 4 年 8 月 24 日 公益社団法人日本認知症グループホーム協会

介護分野の文書に係る負担軽減(簡素化、標準化、ICT等の活用)に関し、下記の通り、意見を提出いたします。

### 1. 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例に関する意見

- 〇標準様式例を国が定めて頂いたことは、標準化、簡素化による事務負担軽減の上で非常に有難 く感じている。一方、以下の事柄については、引き続き周知等の対応についてお願いしたい。
- 〇指定申請の際に、国の通知では示されていない、もしくは示されている以上の添付書類を求める自治体がある。
  - ・役員名簿を求められる。
  - ・従業者の雇用契約書を求められる。
  - ・平面図、設備等一覧表に関連して、細かな写真の提出を求められる。 など
- ○変更届の際に、国の通知では示されていない、もしくは示されている以上の添付書類を求める 自治体がある。
  - 管理者の変更の際に雇用契約書を求められる。
  - ・管理者の変更の際に管理者研修修了証だけでなく、認知症介護実践者研修修了証の提出も求められる。
  - ・計画作成担当者(介護支援専門員)の変更の際に経歴書を求められる。
  - ・看護職員(認知症対応型共同生活介護)の変更の際にも変更届を求められる。
  - ・設備のレイアウト変更にも変更届を求められる。 など
- 〇変更届は、変更後 10 日以内の提出と定められているが、変更前までの届出を求める自治体がある。
- 〇同一法人における複数事業所もしくは複数サービスの更新申請ごとに、同様の法人情報を提出 する必要があるため、変更がない場合には提出を省略できるようにしていただきたい。
- ○処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算については、簡素化・標準化の観点から様式が一本化され、原則として都道府県等において様式に変更を加えないこととされているところであるが、なお、最も事務作業時間を要する申請書類となっており、特に小規模事業所の様に専任の事務職員を雇用していない事業所にとっては大きな負担となっているとの意見が多い。また、特に規模の小さな自治体においては、記入方法について問い合わせをしても明瞭な回答が得られないことがあるとの意見もある。

## 2. 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口に関する意見

〇メールでは伝わりにくいこともあるため、コールセンター方式も併用していただきたい。

#### 3.「電子申請届出システム」に関する意見

- ○変更届の際には、変更箇所の入力のみで済むようになるなど、事業者側の利便性を考慮したシステムとして頂きたい。
- 〇当協会調査では約 4 割の事業所が I C T 導入を前提とした業務の見直しに取り組めていないという現状があるため、「電子申請届出システム」の導入については、事業者側(特に小規模事業者)への I C T の導入支援、補助金の充実および「電子申請届出システム」導入の際のサポートも含め、丁寧に進めていただきたい。

# 4. 地域による独自ルールに関する意見

〇地域による独自ルールについては、まずは透明化を図っていただきたく、地方公共団体ごとの ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表していただくことは積極的に推進していただきた い。

#### 5. その他

- 〇公募書類についても大量の紙資料や連続したページ番号等の記載、特定情報の大量のマスキン グなどを求められることがあり、電子化を進めていただきたいとの意見もあった。
- 〇サービス内容等の記録は、その完結の日から 2 年間保存しなければならないとされているところであるが、実地指導において 5 年分の記録を求められることがある。